

政治団体設立届

令和〇年4月1日

総務大臣 殿
長野県選挙管理委員会

政治団体の名称

「収支大事郎」後援会

事務所の所在地

長野市大字南長野字幅下692-2

代表者の氏名

収支大事郎



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがなの振り忘れ
が多いため注して下
さい。自署又は記名押印としてください。ただし、届出者本人が書類
を持参する場合などは記名だけでも差し支えありません。ふりがな
名 称しゅうしだいじろう こうえんかい
「収支大事郎」後援会

- 政
 政 党
 政 治 資
 政治資金規
る政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

国会議員関係政治団体の区分

 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員
記入漏れが多いため注意し
て下さい。 政治資金規正法第19条の7第1項
に係る国会議員 政治資金規正法第19条の7第1項
に係る国会議員関係政治団体

目 的

別紙のとおり

組織年月日

令和〇年〇月〇日

主たる事務所の
所 在 地(〒380-8570)
長野市大字南長野字幅下692-2

(電話 026-232-0111)

主たる活動区域

長野県

ふりがな
氏 名

住 所 (電 話)

生年月日

(選 任)
(年月日)

代 表 者

しゅうし
収支
だいじろう
大事郎

〒380-0836 (電話 026-234-9501)

長野市大字南長野南県町686-1

明・大昭平

25・10・10

令和

〇・4・1

会計責任者

しゅうし
収支
みほ
美保

〒380-0836 (電話 026-234-9501)

長野市大字南長野南県町686-1

明・大昭平

30・8・15

令和

〇・4・1

会計責任者の
職務代行者しなの
信濃
たろう
太郎

〒389-1392 (電話 026-255-3111)

上水内郡信濃町大字柏原428-2

明・大昭平

49・1・11

令和

〇・4・1

支部の有無

 有
 無

課税上の優遇措置の適用関係の有無

 有
 無政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

代表者である公職の候補

公職の種類

政治資金規正法第19条の
第2号に係る国会議員關
係政治団体課税上の優遇措置の適用関係を「有」にできるのは、政党(支
部)、国会議員・都道府県知事及び議會議員などの公職の候補
者等の後援団体などといった一部の団体に限られます。

者に係る公職の種類

政治資金規正法第19条の7
第1項第3号に係る
国会議員関係政治団体ふりがな
主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名

主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類

ふりがな
主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名

主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類

--	--	--

(政治団体区分)

1号		2号							3号	
政党 A	その他 B	衆議院 議員 C	参議院 議員 D	知事 E	県議会員 F	市町村長 G	市町村 議會議員 H	イ I	ロ J	
					✓					

【お問合せが多い留意点】

- 政治団体を組織した日、又は政治団体となった日から**7日以内に届出**が必要です。郵送による提出はできません。
- 設立届には、政治団体の目的、組織運営に関して定めた**規約等**を添付する必要があります。
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体を設立する場合は、政治資金規正法施行規則第27号様式（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知）を添付する必要があります。